

Kawasaki-NEDO Innovation Center 運営業務委託

公募型企画提案実施要領

I はじめに

本市には約 550 の研究開発機関が集積していることに加え、新川崎地区、殿町地区を中心に、ディープテック領域の有望な起業家、スタートアップの集積が進捗しており、力強い産業都市として持続的な経済成長を図るためのドライバーとなるスタートアップ・エコシステムが形成される機運が高まっている。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、研究開発型スタートアップや新事業の創出を目指す起業家を対象に経営・事業化の支援プログラムを実施しており、スタートアップ等のさらなる発掘に向けた取組を必要としている。

こうしたことを踏まえ、成長分野における独自技術をもとに研究開発により事業化を目指す起業家候補や、新たな事業分野に進出するスタートアップ等を対象として、情報・資金・人材の獲得や、事業会社との業務提携等の実現に必要な支援を行う。これらを通じて、起業家等の事業化と成長スピードを早めるとともに、スタートアップ・エコシステムを創出することを目的に、Kawasaki-NEDO Innovation Center（以下「K-NIC」という。）を、本市及び NEDO が設置し、「川崎モデル」の知的財産交流ネットワークを活用した伴走型支援を展開する公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という。）を加えた 3 者で運営する。

なお、K-NIC の運営に当たっては、支援先のスタートアップや起業家との継続的な関係構築やハンズオン支援が必要かつ、具体的な成果を創出するためには長期的な運営が欠かせないものであることから、本業務については、令和 6 年度～8 年度までの委託事業とする。

本業務は、K-NIC の効果的・効率的な運営のため委託を実施するものである。

II 事業要件

1 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

2 参考価格

150,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳：令和 6 年度：50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度：50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度：50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

III 企画提案に関する事項

1 企画提案に求める内容

別紙仕様書に基づき作成する企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。

(1) 当該事業に対する貴社の考え方や知見、セールスポイント、類似事業の実績及び今回の業務に対する基本姿勢

(2) 仕様書「4-1～4-3 委託業務の詳細」のうち以下の項目

ア 成長支援プログラム

- イ 起業家等からの相談対応
- ウ イベント等の実施
- エ K-NIC の PR
- オ ネットワーク等の構築
- カ コワーキングスペースの運営
- キ 実施体制
- ク 支援人材

2 参加者の資格要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。ただし、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員になることはできません。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員になることはできません。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「Kawasaki-NEDO Innovation Center 運営業務委託共同企業体取扱要綱」でご確認ください。

- (1) 令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録申請している者。ただし、契約締結までに登載が見込まれる場合は、この限りではない。
- (2) 法人格を有しているもの
- (3) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中ではない者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者
- (9) 起業・創業支援や企業の経営支援に関する実績を有する者

IV 企画提案の流れ

1 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 実施要領の配布 | 1月25日(木)～2月2日(金) |
| (2) 参加意向申出書の受付 | 1月25日(木)～2月2日(金) |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | 2月5日(月) |
| (4) 質問書の受付期間 | 2月5日(月)～2月6日(火) |

- | | |
|----------------|------------------|
| (5) 質問書に対する回答 | 2月8日(木) |
| (6) 企画提案書の受付期間 | 2月9日(金)~2月19日(月) |
| (7) 審査 | 2月22日(木) |
| (8) 審査結果の通知発送 | 2月26日(月) (予定) |
| (9) 契約 | 4月1日(月) |

2 参加意向申出書の提出

郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）または電子メールにより提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）又は共同企業体参加意向申出書

イ 本実施要領「Ⅲ-2 参加者の資格要件(9)」についての説明資料（様式は任意）

(2) 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部創業担当

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

E-mail : 28sozo@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和6年1月25日（木）～2月2日（金） ※午後4時【必着】

(4) 参加資格確認通知

参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を令和6年2月5日（月）までに電子メールで通知いたします。なお、参加資格なしとの通知を受けた者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由に対する説明を求めることができます。

3 質問の受付

企画提案に関する質問は、文書（任意様式）により行うものとし、事前連絡のうえ、電子メールにてお問い合わせください。

(1) 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部創業担当

電子メール : 28sozo@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和6年2月6日（火） ※午後4時【必着】

(3) 回答方法

質問者を含めた全ての企画提案者に対して、令和6年2月8日（木）までに電子メールで回答いたします。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は、期日までに次の書類を提出してください。

なお、企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。
紙媒体の場合は15部ずつ、データ提出の場合は一式を提出してください。

ア 企画提案書（任意様式）

- ・本業務の企画提案内容を、A4版で作成してください。
- ・提案にあたっては、概念図やフロー図を活用するなど、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（(ア)～(I)は任意様式ですが、(オ)は別添の様式を用いて下さい）

- (ア) 事業者の概要（パンフレット等事業概要がわかるもの）
- (イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
- (ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
直近の業務実績を提示してください。
- (I) 所要経費・概算見積書
費目ごとに金額を示し、その積算根拠についても記載してください。
- (オ) マネージャー・スタッフのK-NIC委託業務従事時間等提案書（様式2）

ウ 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却いたしません。
- ・提出期限後の提出書類の差し替え、変更及び追加は認めません。
- ・提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(2) 提出方法

持参又は郵送、メール、市のファイル転送システムにより提出してください。

ア 提出先

川崎市経済労働局イノベーション推進部創業担当

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

E-mail : 28sozo@city.kawasaki.jp

※市のファイル転送システムについては、参加意向申出書提出時にご案内します。

イ 提出期間

令和6年2月9日（金）～2月19日（月） ※午後4時（必着）

5 選定方法

(1) 企画提案の選定方法

提出書類及びプレゼンテーションによる審査とします。

なお、プレゼンテーション審査については、インターネット回線を活用したオンラインによる実施とします。時刻等、詳細事項については、参加資格要件の確認後、決まり次第、御案内します。

(2) 審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行い、参加者の中から

最優秀者を選定します。また、基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた業者を選定対象とします。提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 審査基準の「1 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定

イ 見積書の総額が最も安い業者を選定

(3) 審査基準

1	企画提案の視点・内容	○事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ○事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
2	提案内容の工夫	○提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ○提案者の実績を生かした提案がなされているか
3	事業実施体制	○事業実施に必要な専門知識を有しているか ○業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
4	取組意欲・積極性	○積極性があり、前向きな提案がなされているか
5	提案内容の実行可能性	○十分に実行が可能な方法となっているか ○適切なスケジュールとなっているか
6	経済性・効率性	○企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ○提案内容に無駄がないか

(4) 企画提案審査会の実施

ア 企画提案の事業者プレゼンテーション審査会（オンライン）を行います。

日時 令和6年2月22日（木）

※時刻等、詳細事項については、各提案者へ別途通知いたします。

イ 実施方法

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答15分程度で行っていただきます。（提案説明・質疑の時間は変更する場合があります。）

ウ 企画提案審査会についての注意点

- ・企画提案審査会の当日に資料等を追加することはできません。
- ・提案者の出席は、原則として3名以内としてください。
- ・原則として、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各提案者宛てに郵送で通知します。（令和6年2月26日（月）発送予定）

なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

7 企画提案参加の意思確認

- ・企画提案書の提出期間中は、提案を辞退することができます。
- ・辞退にあたっては、書面（任意様式）により、申し出てください。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類の提出後に本実施要領「Ⅲ－２ 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 他の提案者の協力者となった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。なお協議が不成立の場合は、第2順位以降で高順位の事業者と改めて協議するものとします。
- (3) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語で行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 業務の実施にあたっては、本業務の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (6) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- (8) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

10 提出先及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

川崎市経済労働局イノベーション推進部創業担当

電話：044-200-0168 E-mail：28sozo@city.kawasaki.jp